

令和 6 年度 札幌市居住支援協議会 事業計画

1 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」の運営

(1) 相談窓口「みな住まいる札幌」の安定的な運営

- ・受付時間 平日午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- ・相談体制 業務管理責任者 1 名、相談員 2 名の 3 名体制
- ・管理体制 管理主体 (一財) 札幌市住宅管理公社
委託先 (一社) あんしん住まいサッポロ

ア 出張相談会の実施

- ・社会福祉協議会アトリウム (月 2 回程度)
- ・地下歩行空間などでのイベントへの出展

イ 相談窓口利用者アンケートの実施

- ・みな住まいる札幌へ来所された方へアンケートはがきの配付を行い、相談窓口の満足度等の調査を行う。

2 連携強化、普及啓発

(1) 居住支援に関する連携の強化、意見交換

ア 関連団体との連携強化

- ・不動産管理会社、賃貸住宅のオーナー等との意見交換を行う。
- ・相談員と居住支援法人や行政、関連団体と交流連携をする場の提供を行う。(小規模な意見交換会)
- ・相談事例報告会を開催し、協議会会員間で意見交換を行う。
- ・居住支援関連団体との意見交換を実施する。

イ 研修会の実施

- ・居住支援のレベルアップを目的とした外部有識者等を招いた研修会を実施する。(年に 3 回程度)

ウ 居住支援法人ガイドブックの改定

- ・新しく指定された居住支援法人の追加
- ・必要に応じて内容の修正、項目追加等を行う。

エ 連携の強化等に向けた相談事例等の整理

- ・ 支援のニーズ把握や相談窓口、普及啓発などの取組の方向性の検討に資する基礎資料として、市内における居住支援の課題を調査し、住宅確保要配慮者に対する適切な支援策を検討するために、これまでに相談窓口で対応した相談事例の整理・分析等を行う。

(2) 普及啓発・広報活動

ア みな住まいる札幌や居住支援協議会の活動を周知

- ・ 住宅セーフティネット制度の普及啓発イベント、各種相談イベントへの出展
- ・ 関連団体への普及啓発
- ・ 身近なスーパー等の施設への広報活動やチラシ等の作成
- ・ ホームページの運営

3 補助事業

(1) 補助事業の運用

- ア 見守り機器設置費等に対する補助制度の運用
- イ より有効な補助制度の検討